

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本方針（第3条－第6条）

第3章 電子入札等に係る手続（第7条－第18条）

第4章 電子入札の無効、延期、中止等（第19条－第21条）

第5章 雑則（第22条－第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、市が会津若松市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う印刷業務の制限付一般競争入札及び見積書の徴取の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 市がコンピュータとコンピュータネットワークを使用して入札から落札者決定まで、及び見積から契約相手方の決定までの事務を行うための情報システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札又は見積をいう。
- (3) 紙入札 電子入札によらずに入札用紙を使用して行う入札をいう。
- (4) 紙見積 電子入札によらずに見積用紙を使用して行う見積をいう。
- (5) 電子入札対象入札 電子入札の対象となる入札をいう。
- (6) 電子入札対象見積 電子入札の対象となる見積をいう。
- (7) 入札参加者 電子入札対象入札に参加しようとする者をいう。
- (8) 見積参加者 電子入札対象見積に参加しようとする者をいう。
- (9) ID・パスワード 入札参加者又は見積参加者が電子入札システムに利用者登録を行う場合に届け出たID・パスワード(パスワードの変更を行った場合にあっては、変更を届け出た後のパスワードを含む。)をいう。
- (10) 電子くじ 「くじ番号入力」及び入札書又は見積書の提出時間等により、電子入札システムが「くじ番号」を自動計算し、入札による落札候補者又は見積による契約相手方の順位を決定する仕組みをいう。

第2章 基本方針

（電子入札対象入札）

第3条 電子入札対象入札は、制限付一般競争入札の方法により契約を締結しようとする予定価格100

万円を超える入札とする。

(電子入札対象見積)

第4条 電子入札対象見積は、随意契約の方法により契約を締結しようとする次に掲げる見積とする。

- (1) 予定価格が100万円を超える印刷業務の見積
- (2) 予定価格が10万円以上100万円以下の印刷業務の見積

(電子入札対象入札及び電子入札対象見積のシステム利用の原則)

第5条 電子入札対象入札及び電子入札対象見積は、電子入札システムを使用して入札手続又は見積手続を行うものとし、原則として紙入札及び紙による辞退届の提出(以下「紙入札等」という。)並びに紙見積及び紙による辞退届の提出(以下「紙見積等」という。)は認めない。

2 電子入札対象入札及び電子入札対象見積の実施において、入札参加者に対する入札手続及び見積参加者に対する見積手続に関連する各種通知等は、電子入札システム又はファックスを利用して行う。

(紙入札等及び紙見積等を承諾する場合)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、入札参加者又は見積参加者の責めによらない場合で、紙入札等及び紙見積等を行うことが真にやむを得ないと認められる場合に限り、電子入札対象入札への紙入札等及び電子入札対象見積への紙見積等を行うことができる。

第3章 電子入札等に係る手続

(電子入札システムの利用時間)

第7条 電子入札システムの利用時間は、原則として午前8時30分から午後8時までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める祝日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(電子入札システムへの利用者登録)

第8条 入札参加者及び見積参加者は、会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程(平成16年会津若松市告示第90号。以下「規程」という。)第5条に定める有資格者名簿に登載された者(以下「業者」という。)でなくてはならない。

(入札の公告)

第9条 市長は、電子入札対象入札については、会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号)第118条に規定する公告(以下「入札公告」という。)において同条第9号のその他必要な事項として、次に掲げる事項を併せて公告するものとする。

- (1) 電子入札により実施すること。
- (2) 入札が可能な期間及び時間
- (3) 入札回数

(4) 電子入札の条件に反した入札書を無効とすること。

(5) その他必要と認める事項

(入札回数)

第 10 条 電子入札対象入札の入札回数は、初度のみの 1 回とする。ただし、最低制限価格を下回る入札者（以下「当該者」という。）が 2 者以上生じ、かつ入札不調となった場合は、当該者のみによる再度の入札を行うものとする。

(再度の入札)

第 11 条 前条ただし書の規定により再度の入札を行う場合における電子入札の入札期限及び開札日等については、初度の入札後、速やかに当該者に対し電子入札システム又はファックスにより通知するものとする。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第 12 条 電子入札対象入札の仕様書等に対する入札参加者からの質問及び回答については、次の各号によるものとする。

(1) 質問は、入札公告で示す日時までに、ファックス又は電子メールにより行うものとする。

(2) 質問の回答は、質問者にファックスで回答するとともに、市のホームページに掲載する。

(電子入札システムによる入札手続)

第 13 条 入札参加者は、電子入札システムにより、入札書及び価格内訳書（第 1 号様式）については入札期間内に、辞退届については入札後から開札時までの間に提出するものとする。

2 前項の提出時間は、第 7 条の利用時間内とする。ただし、入札期間末日の提出時間は、午後 5 時 15 分までとする。

3 入札書には、入札金額、くじ入力番号等必要な事項を全て入力し、価格内訳書をあわせて提出するものとする。この場合において、当該価格内訳書を提出する入札参加者は、価格内訳書の電子ファイルにコンピュータウイルスが存在しないことを確認した上で提出しなければならない。

4 市は、入札期間の終了と同時に電子入札対象入札を締め切る。

5 提出された入札書、価格内訳書及び辞退届は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(紙入札等の手続)

第 14 条 第 6 条の規定によりやむを得ず紙入札を希望する入札参加者は、入札公告で定める開札日（以下「開札日」という。）の前日の午前 8 時 30 分から午前 10 時 30 分までの間に紙入札（見積）承認願（第 2 号様式）を総務部契約検査課にファックスで提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める紙入札（見積）承認願の提出があった場合、紙入札の理由が第 6 条に定める場合に該当するかどうかを確認し、午前 12 時までに当該入札参加者に対し、紙入札（見積）承認（不承認）通知書（第 3 号様式）により承認の可否をファックスで回答するものとする。

3 前項の承認を受けた入札参加者は、紙入札（見積）用入札（見積）書（第 4 号様式）に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ使用印として市に届け出た印判に限る。）した上で、第 13 条に定める価格内訳書とともに、開札日時に入札公告で定める開札場所まで持参のうえ提出しな

ければならない。

- 4 前項の入札参加者は、市の当該職員が市の電子入札用コンピュータに当該入札書の記載金額及びくじ入力番号を入力する場に立ち会うとともに、入力内容の確認を行わなければならない。なお、当該入札書にくじ入力番号の記載がない場合又は数字以外の文字や記号が記載されている場合のくじ入力番号は一律「999」とする。
- 5 紙入札（見積）用入札（見積）書及び価格内訳書が第3項の開札日時を過ぎて提出された場合、当該入札書及び価格内訳書は受理しない。
- 6 第3項の入札書及び価格内訳書の提出後は、当該入札書及び価格内訳書は書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 7 電子入札システムによる入札後、第6条の規定によりやむを得ず紙による辞退届の提出を希望する入札参加者は、開札日時までに、辞退届（会津若松市競争入札心得（平成13年3月6日決裁）別記様式）を総務部契約検査課に提出しなければならない。

（開札及び同価入札の取扱い）

第15条 市は、入札公告で示す開札日時及び開札場所において、電子入札システムを使用して開札するものとする。

- 2 第1落札候補者となり得る同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより第1落札候補者の決定を行う。第1落札候補者の決定後は、会津若松市制限付一般競争入札に係る審査要領（平成19年12月7日決裁）による審査を行い、落札者を決定する。
- 3 前項の審査の過程において、第1落札候補者の入札価格の次に低い価格を入札した者を落札候補者に決定し審査を行う必要が生じた場合に、当該入札者が2者以上いる場合は、あらためて電子くじにより落札候補者を決定する。3番目に低い価格以降についても同価格入札者の順位を決定する場合は同様とする。
- 4 市は、落札候補者又は落札者を決定したときは、速やかに、入札参加者に対して電子入札システムを使用して通知するとともに、電子入札システムの情報公開のページにおいて公表するものとする。

（電子入札システムによる見積手続）

第16条 見積参加者は、電子入札システムにより、見積書については見積期限内に、辞退届については見積後から見積期限までの間に提出するものとする。

- 2 前項の提出時間は、第7条の利用時間内とする。ただし、見積期限日の提出時間は、見積通知で定める時間までとする。
- 3 見積書には、見積金額、くじ入力番号等必要な事項を全て入力するものとする。
- 4 市は、見積期限と同時に電子入札対象見積を締め切る。
- 5 提出された見積書及び辞退届は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

（紙見積等の手続）

第17条 第6条の規定によりやむを得ず紙見積を希望する見積参加者は、見積通知書で定める見積提

出期限日（以下「見積提出期限日」という。）の前日の午前8時30分から午前10時30分までの間に紙入札（見積）承認願（第2号様式）を総務部契約検査課にファックスで提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に定める紙入札（見積）承認願の提出があった場合、紙見積の理由が第6条に定める場合に該当するかどうかを確認し、午前12時までに当該見積参加者に対し、紙入札（見積）承認（不承認）通知書（第3号様式）により承認の可否をファックスで回答するものとする。
- 3 前項の承認を受けた見積参加者は、紙入札（見積）用入札（見積）書（第4号様式）に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ使用印として市に届け出た印判に限る。）の上、見積提出期限日時に総務部契約検査課まで持参のうえ提出しなければならない。
- 4 前項の見積参加者は、市の当該職員が市の電子入札用コンピュータに当該見積書の記載金額及びくじ入力番号を入力する場に立ち会うとともに、入力内容の確認を行わなければならない。なお、当該見積書にくじ入力番号の記載がない場合又は数字以外の文字や記号が記載されている場合のくじ入力番号は一律「999」とする。
- 5 紙入札（見積）用入札（見積）書が第3項の見積提出期限日時を過ぎて提出された場合、当該見積書は受理しない。
- 6 第3項の見積書の提出後は、当該見積書は書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 7 電子入札システムによる見積書提出後、第6条の規定によりやむを得ず紙による辞退届の提出を希望する見積参加者は、見積提出期限日時までに、辞退届を総務部契約検査課に提出しなければならない。

（開札及び同価見積の取扱い）

第18条 市は、見積通知書で示す見積提出期限日時において、電子入札システムを使用して開札するものとする。

- 2 契約相手方となり得る同価格の見積をした者が2者以上あるときは、電子くじにより契約相手方の決定を行う。
- 3 市は、契約相手方を決定したときは、速やかに、見積参加者に対して電子入札システムを使用して通知するとともに、電子入札システムの情報公開のページにおいて公表するものとする。

第4章 電子入札の無効、延期、中止等

（電子入札の無効）

第19条 会津若松市競争入札心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札又は見積は、無効とする。

- (1) ID・パスワードを不正に使用して行われた入札又は見積
- (2) 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの入札
- (3) 同一の見積参加者が電子入札と紙見積の両方を行ったときの見積
- (4) 第13条に定める価格内訳書の合計金額と入札書の入札価格とが異なる入札

- (5) 第 13 条に定める価格内訳書の合計額が誤っている入札
- (6) 第 13 条に定める価格内訳書が添付されていない入札、又は指定された価格内訳書とは異なる内容の書類が添付された入札
- (7) 第 13 条に定める価格内訳書において明らかに積算の事実が確認できない入札
(ID・パスワードの不正使用)

第 20 条 入札参加者が ID・パスワードを不正に使用して入札に参加した事実が落札後に判明した場合及び見積参加者が ID・パスワードを不正に使用して見積に参加した事実が決定後に判明した場合は、市は契約締結前であっても契約を締結しないこととし、契約締結後であっても契約を解除することができる。この場合において市は、ID・パスワードを不正に使用して入札を行った者に対して、会津若松市入札参加停止措置基準（平成 25 年 3 月 22 日決裁）に基づく入札参加停止を行うことができる。

(電子入札の延期又は中止)

第 21 条 市は、次の各号に定める電子入札システムの障害等により入札若しくは見積又は開札ができない場合は、原因を調査、確認し、復旧までに相当の時間を要すると判断されるときは、入札若しくは見積又は開札を延期又は中止することができる。

- (1) 市域全域にわたる天災等により、システム利用が困難な場合
- (2) 広域又は地域的停電
- (3) 市が利用するプロバイダ等に起因する通信障害等
- (4) その他入札若しくは見積又は開札の延期又は中止が妥当であると認められる障害（入札参加者又は見積参加者の使用する ID・パスワードの忘失又はコンピュータの故障若しくは不具合等入札参加者又は見積参加者の責めに帰すべき事由による障害を除く。）

2 前項の規定により入札若しくは見積又は開札を延期又は中止したときは、入札中止について公告し、又は見積中止について見積参加者へ通知するとともに、入札の場合にあっては、延期又は中止について市のホームページに掲載して周知する。また、必要がある場合には、ファックス又は電話等の連絡可能な手段を使用して、入札若しくは見積又は開札の延期又は中止について当該入札又は見積の参加要件に該当する業者に通知するものとする。

第 5 章 雑則

(免責事項)

第 22 条 電子入札の実施において、次の各号に掲げる場合は、市は、責任を負わないものとする。

- (1) 入札参加者又は見積参加者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害等により、入札書又は見積書等の提出が遅延又は不能となる場合若しくは電子入札システムからの情報が表示遅延又は表示不能となる等の場合において入札参加者又は見積参加者に損害が生じた場合
- (2) コンピュータ、ID・パスワードに係る偽装、変造、盗用、不正使用又はその他の方法により、他社が入札参加者又は見積参加者になりすまして入札又は見積を行い、当該入札参加者本人又は

見積参加者本人に損害が生じた場合

(3) 天災、事変その他電子入札システム管理者（市が委託する電子入札システムサービス提供プロバイダをいう。）の責めに帰すことのできない事由により電子入札システムの利用が遅延又は不能となって損害が生じた場合

（ID・パスワードの取扱い）

第23条 電子入札システムを利用することができるID・パスワードは、規程による入札参加資格者（以下「資格者」という。）又は資格者から入札及び見積に関する権限及び契約権限について委任状により委任を受けた者のいずれか一方が登録したものに限るものとする。

（入札における表示の読み替え）

第24条 電子入札対象入札において、電子入札システムで「見積書」と表示されるものは「入札書」と、「本件見積に関する見積説明書及び契約条項を熟知し下記の金額により見積もりいたします。」と表示されるものは、「本件入札に関する公告文、仕様書及び契約条項等を熟知し下記の金額により入札いたします。」とそれぞれ読み替えるものとする。

（補則）

第25条 この要領に定めるもののほか、電子入札の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

第1号様式（第13条関係）

商号又は名称（ ）

価格内訳書（印刷業務）

件名

品 目	数 量	単 位	単 価（円）	金 額（円）
合 計				

※単価及び金額は消費税及び地方消費税の額を含まない金額とする。

紙入札（見積）承認願

年 月 日

会津若松市長あて

申請者	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	印
-----	-------------------------	---

このことについて、電子入札システムによる入札（見積）案件に下記の理由により入札（見積）参加できないため、紙入札（見積）による参加を承認願います。

記

業務委託名（件名）：

（電子入札システムでの入札（見積）参加ができない理由）

《具体的な状況等》

<p>《具体的な状況等》</p>

第3号様式（第14条関係）

紙入札（見積）承認（不承認）通知書

年 月 日

様

会津若松市長

紙入札による入札（見積）参加について、下記のとおり通知します。

記

委託業務名（件名）： _____

1. 承認する	
2. 承認しない	(理由)

